

日本統治下における内蒙古留学生の日本への派遣政策の展開

福山大学人間文化学部紀要
第4巻(2004)127頁～138頁

日本統治下における内蒙古留学生の日本への派遣政策の展開

劉 国彬

はじめに

清朝は17世紀前半から17世紀末に内・外蒙古を征服した。清朝は、内・外蒙古を統治するため、蒙古王公貴族に対する様々な「懷柔政策」を実施する一方で、蒙古族部落制度を「盟・旗制度」へ変更し、蒙古族を漢民族と隔離するため「封禁政策」を実施した。その影響で、清末まで蒙古地区の経済や教育は大変遅れた結果になった。その後、列強の中国侵略競争の下で、ロシアの支持で外蒙古が独立し、東内蒙古で、日本は1932年に植民地国家「満州国」を成立させた。また、日本は西内蒙古への勢力の拡大を企てた。そのため、1932年以後の内蒙古は、日本の植民地「満州国」である東の内蒙古とそれ以外で日本のコントロール下にある「偽蒙疆政権」⁽¹⁾の西の内蒙古に二分された。

「満州国」と「偽蒙疆政権」に共通した一つの事業は日本への蒙古族留学生派遣であった。「満州国」あるいは「偽蒙疆政権」から日本への留学生は、1934年にはわずか18人に過ぎなかつたが、1942年時点では119人に達していた。⁽²⁾これは、1937年の「七・七事変」により、日本にいた国民党統治区出身の留学生が抗日戦争に参加するため一挙に帰国し、一人も残らなかつたことに対して、内蒙古留学史上初めての留学ブームであったと言えよう。

では、この時期に、「満州国」と「偽蒙疆政権」はなぜ内蒙古の留学生を日本に大量に派遣したのか。先行研究では、皇道統合の視点で「満州国」の蒙古族の留学生派遣を論じていたが、日本軍コントロール下の西内蒙古の留学生派遣には触れていない。しかしながら、西内蒙古は内蒙古の一部分であり、その留学生派遣については決して無視できない。

そこで本稿では、当時の東・西内蒙古の留学生派遣の全体像を解明することを目的とする。まず、「満州国」および「偽蒙疆政権」における日本への留学生派遣政策の展開、留学の実態及び留学生の帰国後の活動、最後にその特質について考察する。

1 東内蒙古「満州国」における留学生政策の確立

1) 日本政府の支援——「対満文化事業」と「満州国」留学生

そもそも、日本政府は、傀儡国家「満州国」を育成するために、「…新國家カ先ツ其ノ内部ヲ充実シテ堅実ナル發達ヲ遂ケ…可得出来範囲ニ於テ、適當ナル方法ヲ以テ各般ノ援助ヲ

与へ、以テ漸次独立国家タルノ実質的用件ヲ具備スル様誘導シ…」。⁽³⁾

この「対満文化事業」は、もともと外務省文化事業部が行った「対支文化事業」の一環であった。1923年当時「21カ条要求」が出され、それに反発して、日本への留学生が一斉に帰国し、一方、アメリカへの留学が増えてきた。危機感を持った日本政府は、3月、第46回国会で中国の賠償金⁽⁴⁾で留学生を援助する決議案を採択した。1932年6月、外務省文化事業部がさらに「満州国」に対する文化面への助成、協力を加えた。その主要な内容の一つが「人材養成」であった。従来中国留学生に行ってきたものと同様の学費補給を、「満州国」留学生に対しても継続実施するほか、「満州国」政府の要望に基づき、警察官の養成、一般官吏養成の目的のために派遣する留学生に対しても学費補給を行うこととした。1933年からこの「部費」⁽⁵⁾留学生が増加した。これにより、「満州国」建国の翌年の1933年から留学生314人を受け入れ、その後逐次増え、1937年日中戦争直前の時期にピークに達し、1,939人（当時中華民国からの留学生は3,995人）となった。⁽⁶⁾

このように留学生が急増する中、日本政府と「満州国」政府の間には、彼ら「満州国」留学生の修学態度に対する懸念が深まりつつあった。これについて『満州国学生日本留学十周年沿革史』は次ぎのように述べている。⁽⁷⁾

「留学生に対する完璧な制度は到底期し難く、為に当時渡日せる留学生も玉石混淆で中に徹底せる排日教育を受けた者もあり、中華民国の学生の組織せる同郷会に加入して行動を共にし、或いは民国革命記念日たる双十節式に参加するなど満州国人たる自覚は無く、或いは中国学生に威圧されて自ら満州国学生たるを口にするのを恥ずるが如き態度をとる者あり…」。

日満の関係者が最も恐れたのは、「満州国」の留学生が中国留学生の反日、抗日の動きに影響されることであった。そこで、「満州国」の留学生に対する締め付けが進められた。この問題に早くから取り組んだのは軍部で、1935年4月、陸軍省は外務省文化事業部にて「留日満州国留学生指導要綱」を提出している。指導の方法は、①留日学生の派遣は、満州国政府で統制し、その数と質を厳選する、②留日学生はすべて駐日満州国公使館の監督を受けるようにする、③駐日公使館の監督のもと満州国学生会を組織する、④留学生会館を設立する、というものであった。これらの構想は早速実施に移され、1936年6月「満州国留学生会」が発足し、1937年12月に留学生会館も完成した。留学生会の本部は会館の中に置かれ、留日学生の指導監督を統括した。

2) 「満州国」側の対応

「満州国」の教育方針は、王道精神民族協和、日満一体不可分の精神を基調とした。その根本的な特質は「精神教育と実業教育の徹底であって、実生活に即せる実業教育または実務教育を振作し、労作の美風と勤労愛好の精神とを養成し、産業経済の発展に寄与する」⁽⁸⁾と

日本統治下における内蒙古留学生の日本への派遣政策の展開

した。1938年「新学制」を実施し、初等、中等、高等教育の三段階および師道教育、職業教育の二部門とした。この教育体制は従来の教育体制を否定し、「日満一体」のため日本国内教育体制への接近、留学生の日本留学への便宜が目的でもあった。言い換えれば、満州の学校教育制度はそれだけで完結しているわけではなく、日本への留学に対する方針の確立と併せて一つの体系になっていた。

「満州国」は、留学生派遣の主旨を「留学生を通じて日満不可分関係の理解を深めんとするのが第一義であって、為に留学生は、最も純真澆刺たる青少年を選び、少なくとも三年以上親邦日本の国土に於いて訓育し、その気候風土人情風俗の環境に身を以て生活し、日本の青少年と交わり相共に切磋琢磨して日本精神を如実に体得し、その共助提携により次代の日満両帝国の揺らぎなき結合分子たらしむるにあるのである」。⁽⁹⁾

上述のような日本側の留学生に対する指導、監督体制の形成に対応して、「満州国」側では留学生派遣体制が整備されて行き、1936年9月には留学生認可制度が発足した。発布された勅令第143号「留学生ニ関スル件」によれば、留学に際しては、公費・私費の別なく、まず「満州国」民生部大臣（または興安省の蒙政部大臣）の認可が必要とされた。留学生は「思想堅実、性質善良ニシテ身体強健」で、行動基準を具体的かつ詳細に定め、政治的、集団的活動に対する規制なども盛られた。また、この「留学生認可制度」の適用範囲は、補助費学生だけではなく私費留学生にまで拡大した。このため、1940年には、「満州国」の留学生の人数は900人へと減ってきた。1943年、日本敗戦直前の留学生の人数は1,004人で、大幅な増加は出来なかった。⁽¹⁰⁾

「共存共榮」「日満一体」の目的をより達成するために、次世代の子供が「体得日本真精神」をすべく、青年留学生だけでなく、幼年留学生も派遣する必要があるとした。「留学の目的を達成するため、純真な少年期、中等学校の初期から、日本の教育を完全に受け入れるようにすることは妥当である」と、1940年から毎年、12-13歳の子供を「少年留学生」として日本の中等工業学校、農業学校と女学校に派遣した。それ以外にも、「変則留学生」を派遣した。この変則留学生とは、正規の留学生に対して、教員、警察官、ラマ僧などのことである。これらの者は留学試験に参加する必要がなく、直接日本に派遣した。

「満州国」の帰国留学生に対する政策として、卒業帰国者すべてを「満州国」が採用した。次に、具体的な「満州国」と「偽蒙疆政権」における蒙古族留学生派遣政策とその実態を検討する。

3) 「満州国」の対蒙留学生政策

「満州帝国は斯くて、民族協和を基礎とし、王道樂土の実現を理想とする満蒙三千万民衆の総意によってなったのである。」⁽¹¹⁾ 「五族協和」の下で、「満州国」は奉天、吉林、黒龍江、熱河、興安の五省を設置した。「興安省」⁽¹²⁾ は内蒙古東部地域で、ここの蒙旗、純蒙古地帯

は特別の自治行政地域とされ、1932年から1945年の間、「満州国」の一部分として存在した。

「満州国」政府の蒙古に対する認識は「満州国に於ける蒙古人の重要性は三つに分けられる。即ち、その数、その領域、並びに外蒙古及内蒙古において名目上今尚支那の管轄下にある部分に対して彼らが有している軍事的地位の三つである」。⁽¹³⁾

このように重要な役割を持っている興安省は、「満州に於ける最大の省であるのみならず、日本から直接の影響を受けるにも最も遠いところであり、干渉を加えるにも最も困難な場所である。…もし、日本が、満州蒙古人を反抗せしめる様になれば、満州国の辺境問題の困難さは無限に増大せしめられる」。⁽¹⁴⁾ また、赤化したソビエトの一部の外蒙にならないように、内蒙の赤化を防止し、その平和を確保するため、蒙古民族の向上発展を基調と定められた。従って対蒙政策は「抗日反満攪乱の排除」であった。蒙古社会の現状については、「満州国における蒙古民族社会は久しく封建制度の下に沈滞しありたる為、建国後蒙古特種行政の侵透頓に進捗したりと雖も未だこの民族の文化経過の総ては遠く他民族に及ばざる憾あり。」⁽¹⁵⁾ そこで、内蒙古人に教育、経済、衛生などの向上施策を行い、その政策の重要な一環として、内蒙古からの留学生を大量に派遣、日本への「親日派」を養成し、帰国後は蒙古社会の指導者として期待し、蒙古社会の振興を図るのみならず、日本の内蒙地区の統治が安定するように図った。

この王道樂土の「五族協和」を実現するため、蒙古族の文化振興を図ることが急務となつた。この時期、「満州国」側からは、「満州国」文教部（満州国の蒙古人留学生一年間約五名）、後で述べるように蒙政部⁽¹⁶⁾、蒙民厚生会、蒙民裕生会などから日本へ留学生が派遣された。日本側は、財団法人善隣協会が積極的に留学生を受け入れる事業を行つた。

次に、「満州国」の「蒙政部」と「蒙民厚生会」の留学生派遣状況を考察する。

4) 「満州国」の「蒙政部」から獸医畜産専攻留学生の派遣

「満州国」政府成立後、実業人材の養成が急務となり、蒙古人地域では、「実業人材」は獸医畜産の技術と考えられた。1934年6月12日、蒙政部は日本政府に「蒙古人獸医畜産学専攻者養成ニ関スル意見」を出して、次のような意見を述べている。⁽¹⁷⁾

「蒙古地域ニハ其ノ種族ヲシテ畜産ノ開発ニ専念セシメ漸次文化ノ普及治安ノ整備等ヲ行ハシムルヲ良薬トス…蒙古青年若干名ヲ日本内地ニ留学セシメ彼ラノ生活ト不可分ノ関係ヲ有スル畜産ノ新智恵ヲ以テ研究セシメ其躍進ヲ期セシムルコトハ現況日本ノ畜産資源ヨリ見ルモ適切ナリ」。この目的を達成するために、9ヵ年計画を立てた。つまり、毎年5名、留学期間は4年間として、6年間に渡って計30名を養成する計画を出した。また学校卒業後、更に学校に残り実地研究する者に対しては2年まで期限延長を許可する制度をとった。費用については、「対支文化協会ヨリ学費ヲ補助スルヲ要ス」。

同年12月14日、在「満州国」特命全権大使菱刈隆は外務大臣広田弘毅宛に「蒙古人留学生

日本統治下における内蒙古留学生の日本への派遣政策の展開

「差遣案ニ関スル件」を提出し、派遣する際の具体的な事項を定めた。留学期間は1935年1月から1938年3月末までとし、留学先は東北、北海道主要畜産地方所在地で、宮城県立宮城農学校、青森県立三本木農学校1名、北海道立空知農学校2名、北海道立十勝農学校1名とした。所要旅費及び学費は駐日満州国公使館、留学先学校長を通して支給するとした。また、選抜方法は、数学、蒙作文、漢作文、日本語の試験を受け、身体検査を行い、その合格者は、畜産科長、文教科長の合意を得て留学派遣することとした。

応募者が30人あり、その中の5名が選ばれ、1935年1月5日、日本に向け出発した。この5名の具体的な状況は以下の通りである。

表1 選抜留日学生氏名表(第一回目1935年)

姓 名	年齢	学 歴	日本語の程度	出身地
多爾齊	19	海拉爾露語学校 蒙古指導員訓練所中途退学	簡単な会話	北分省
蒙和敖齊爾	19	彰武県立初級中学三年卒業	簡単な会話	省外蒙旗
索越爾圖	17	興安第一師範学校 高二在学中	簡単な会話 日本文を理解	東分省
蘇爾勒謨	19	興安第一師範学校 初二在学中	同上	南分省
喇喜色克巴	19	興安第一師範学校 初三在学中	同上	南分省

出所) 外務省外交史料館『満州国蒙政部派遣留学生関係雑件』昭和9年6月12日。

5) 「蒙民厚生会」と留学生の派遣

蒙民厚生会の創立のきっかけは「政府は之を慮り康徳五年（1939年）蒙旗に於ける曠典たる開放蒙地の奉上を契機とし國幣百五十万圓を割き以て蒙古民族厚生の資金に充てたり。依って蒙古有志は先進各国進化に於ける実例に見るが如く官民提携の例に倣ひ併せて国家の蒙民厚生扶植の聖謨を記念せんがため蒙古民衆自力更生の誘導に資する…」。⁽¹⁸⁾

そこで、「満州国」政府は蒙地奉上後、毎年支出する300万円の補助費の中の半分を一般補助費として各旗に分給し、その残りの150万円は「満州国」内蒙古人の民生厚生基金として、王爺廟に本部を置く「財團法人蒙民厚生会」を創立した。理事長には興安南省省長が就任した。「蒙民厚生会」事業の使命は以下のようなものであった。

- ① 蒙古民衆の文化経済等の実力を充実し、社会の基礎を培養し以て国家地方行政を利し並びに民衆の福利を増進せしむ。
- ② 蒙古民族を高め之を国内各民族と同一水準に至らしめ以て相提携真正なる民族協和の建国理念を実現せんとす。
- ③ 国家蒙古民族扶植の趣旨を顕明せるに依り民衆をして建国精神の認識をして完璧ならしむ。

とした。「蒙民厚生会」の事業として文化部門、産業部門、社会衛生部門が設置され、以下の事業を行うこととした。

① 文化部門は、学術芸人材を養成して蒙古社会の指導陣容を強化する。失学児童の就学を助成し行政施設の不備を補う。成人教育をもって大衆文化の水準を高める。図書刊行物を編訳刊行しもって世界文化を吸収する。

② 産業部門、社会衛生部門は、技術、衛生技術人材を養成し、社会の需要に供する。

「蒙民厚生会」の事業は、学術並びに技術面に於ける人材の養成に重点を置き、「最善の努力をなし、民生部並びに関係機関との連絡を計り」、それによって留学生の派遣を「蒙民厚生会」創立と共に実施した。

「蒙民厚生会」は1942年までに、38名の留学生を外国に派遣している。

表2 留学校および学生数(1942年)

学校名	人数	学校名	人数	学校名	人数
早稲田大学	1	山形師範	2	玉川学園	1
廣島高師	3	千葉師範	2	東京高師	1
日本女子大学	1	福島師範	2	岐阜師範	2
東京農業大学	1	富山女子師範	2	山梨女子師範	2
慶應義塾大学	1	奈良女高師	1	長岡女子師範	1
明治大学女子部	1	麻布獸医専門	2	長岡師範	1
九州医專	1	東京獸医専門	1	盛岡師範	1
盛岡高等農業	1	京都帝大	1	長野師範	3
秋田師範	1	法政大学	1	松本師範	1
計	38名				

出所) 謝廷優『満州国学生日本留学十周年史』康徳9年、98頁。

表3 大学並びに専門程度計画表

	9年度(1943)	10年度(1944)	11年度(1945)	12年度(1946)	13年度(1947)	計
農		1	1		1	3
獸	2	2	1	2	2	9
畜	1	1	2	1	1	6
高師	2	2	2	2	2	10
医	1	1	1	1	1	5
法				1	1	2
工		1		1	1	3
其他	2	1	2	2	1	8
計	8	9	9	10	10	46

出所) 同上、99頁。

表4 中等程度計画表

	9年度(1943)	10年度(1944)	11年度(1945)	12年度(1946)	13年度(1947)	計
師範	12	13	14	15	16	70
中学	3	4	4	4	5	20
高女	2	2	2	2	2	10
計	17	19	20	21	23	100

出所) 同上、100頁。

日本統治下における内蒙留学の日本への派遣政策の展開

さらに、蒙古の現況および郷土に立脚し、第一次留学生派遣事業五ヵ年計画を康徳九年（1942年）度に策定し、これにより日本へ留学生を派遣することとした。これによれば、留学生は大学および専門程度の者と中等程度の者とに区別され、前者は教育及び農業、畜産分野に派遣され、後者は師範学校、中学校及び高等女学校に派遣された（表3と表4を参照）。このうち中学校及び高等女学校で学ぶ者は、将来さらに専門学校並びに大学に進学すべき内蒙最優秀なる者を選出した。

この派遣計画は、1945年の日本の降伏に伴って破棄されたが、「満州国」政府が経費を出して、専門人材を計画的に養成するため留学生を派遣した点、蒙古社会に対する文化経済の向上を図ろうとした点においては、特筆すべき政策であったと考えられる。

2 西内蒙「偽蒙疆政権」の留学生派遣

内蒙の西部（察哈爾省、綏遠省）では、蒙古王公会議の指導者である察哈爾省錫林郭勒盟西蘇尼特旗の旗長徳穆楚克棟魯普（通称、徳王）の独立運動が日本の協力を得て行われ、1939年9月、蒙疆聯合自治政府（徳王が主席、金井章二は最高顧問、参議長は呉鶴齡）が成立した。

この政権は日本の侵略政策の一環として、日本のコントロールの下で発足したもので、教育の面でも、「満州国」の教育制度を真似して、教育目的と学制が制定された。その教育目的は「日蒙親善、民族協和、東アジアの人道主義の精神を高揚し、実業人材を養成する」。また、「工業日本、農業蒙疆」という教育方針を定めた。徳王は「日蒙親善」を促進するため、日本語に精通する人材を養成する目的で張北（現河北省張家口市の一つの県）に「察哈爾青年学校」を創設し、郭爾扎布を院長に任じ、日本人を教官に招聘して日本語教育を行った。1934年、徳王は日本善隣協会を通じて、胡爾欽畢力格、博和溫都蘇、卓里克図など10人の留学生を日本へ派遣した。⁽¹⁹⁾

1936年、「偽蒙疆政権」の教育署は、第一回の蒙古族留学生10人を派遣した。また、1937年、蒙古連盟自治政府時期に第二回留学生を10人派遣した。

1939年、蒙疆聯合自治政府参議府参議「親日派」呉鶴齡は、蒙古の知識青年が自分の政権を支持するようにするために、また防共の鉄壁と蒙疆躍進の基礎を固めることを唱導し、張家口で「蒙古人留日予備学校」を作り、自ら校長を務めた。そして、この予備校で留学前の蒙古青年に日本語を勉強させた。留学生の選考は、政府と後援会が協力して試験を実施し、教育程度によって高等派、普通派に分けて予備教育を行った。もともとこの学校は官立私営の性格をもつ学校で、一部に個人の寄付もあったが、学校の資金の大部分は蒙疆聯合自治政府が支出した。徳王自身はこの学校を支援し、蒙古連盟自治政府の蒙人教育復興費5万元と日本軍部の5万元、併せて10万元を寄付した。⁽²⁰⁾

1939年、日本留学中の呉鶴齡は資金の調達と留学生の世話を目的とした「蒙古留学生後援会」の設立を表明し、1940年11月、「財團法人留日蒙古留学生後援会」が創られた。会長には松津

旺楚克が就任した。資金は14万元、後援会は留学生の派遣、留学生の監督指導などの事業を行うこととした。具体的な留学生派遣計画に関しては、1940年12月12日の後援会の第一回理事会で協議した。吳鶴齡は以下のような提案を行った。⁽²¹⁾

「蒙古青年の留学先は日本に決まっているが、この後援会は、1年に100人、10年で1,000人の留学生を留学させる計画だ。昭和8、9、10年ごろに留学した学生は、全部いま蒙古に帰っているが、昭和11年の留学生は、今年で5年目であり目下勉強中で、まだ帰国していない。後援会はこれらの学生の世話をもする。10年計画の学生がすっかり卒業してしまうまでその先なお5年かかる。

従来の留学生は私費、官費ともに専門学校以上の学校を目的としたが、この度の後援会が支援する留学生は、中等実業学校に入れ、実利教育を施すことを主眼とし、その後の成績によっては専門、大学に入る。

これらの留学生のうち200人は師範学校に入れ、小学校の先生を養成し、200人は牧業を主とし農学校あるいは獸医学校に入れ、100人は林業、土木、建築などの分野に、さらに100人は産業組合、牧業組合、酪聯などの実習生として牧畜農業経済の実務を学ばせ、100人は医者、それから150人の女子を留学させ、家政を学ばせる」。

この後援会は実業人材を養成する目的で、農業、獸医、林業、牧業などの分野へ大量に留学派遣する計画であったが、1945年日本の敗戦に伴い中止となり、結局、20名ほどの留学生しか日本へ留学派遣しなかった。⁽²²⁾

3 日本「財団法人善隣協会」の留学生の受け入れ

これらの日本への大量の派遣留学生に対して、日本の財団法人善隣協会がその主な受け入れ機関であった。次は財団法人善隣協会についてみてみる。

財団法人善隣協会は1934年東京都板橋区大久保4-170番地で発足した。協会の成立趣旨は「蒙古民族ハ我が大和民族ト種族系統ヲ同フル者」と認識し、「人道的見地ヨリ比隣諸民族ノ融和親善ヲ図リ相互文化ノ向上ニ寄与スルヲ以テ目的」として、「蒙古留学生ノ指導援助」事業を中心として行った。理事長には陸軍中将井上璞、会長には公爵一條實孝、顧問には陸軍大将林洗十郎が就任した。協会は上記と同じ場所に、「将来滿蒙ノ文化産業ノ開発指導ノ中堅トナルヘキ健康有為ノ人材ヲ養成スル」を目的として善隣協会専門学校を設立し、また付属善隣学寮と蒙古学生部を設置し、「滿州国政府ヨリノ依託学生及内蒙各地ノ有力者ノ子弟ヲ協会ノ費用ヲ以テ」各種の教育を行った。1936年、蒙古学生の増加により、蒙古留学生特設予科を設置した。科目としては、精神訓練、国語、数学、理化、英語、体育を教えた。⁽²³⁾ この「善隣協会」は「比隣諸民族との親善」よりは、蒙古族のための協会の性質を持っていたといえよう。

1934年4月、早速參謀本部の依託により「滿州国」内蒙古人学生10人を入寮させ、内3名は

日本統治下における内蒙留学の日本への派遣政策の展開

早稲田大学専門部政治経済部に入学した。

10月、徳王の依託により、10人が善隣協会で予備教育を受けた。

1936年には、67人の留学生を受け入れた。この中で、善隣協会費用関係は26名、蒙政部費用関係32人、一般私費留学生9名だった。これ等の学生は陸軍士官学校、早稲田大学専門部、法政大学専門部、農業大学選科、高等師範特設予科麻布獸医学校、明治大学経済学院、東京高等工業学校、東洋大学専門部に入った。⁽²⁴⁾

4 「満州国」と「偽蒙疆政権」の帰国留学生

この時期の内蒙留学の帰国後の活動分野を見ると、中国政府と日本政府の二分野に分けられる。

まず、中国政府に貢献した人では、例えば、1941年善隣高等商業学校に入った清格爾泰は、東京工業大学、東北大学などに留学後1945年に帰国。彼は、1956年内蒙古大学成立の際、内蒙大学の教授兼副学長となり、第六回全国人民代表大会常務委員の職につき、内蒙で有名な人物になった。彼の著書『蒙文文法』は、中国最初の現代言語の方法で現代蒙古語を紹介する本で、『蒙漢辞典』は今まで語彙の収録のもっとも多い辞書として有名である。また論文には「中国蒙語方言の区分」などがあり、名高い人物である。⁽²⁵⁾

また、納・賽音朝克図は、1937年日本へ留学し、東洋大学教育科で学んだ後1942年に帰国し、小学校の教師になった。その後、察哈爾盟副盟長に任命され、1947年内蒙古自治区成立後「内蒙古日報社」で仕事をし、1956年中国作家協会に加入した。彼の主な作品は詩集『心の友』など6編、エッセイ、中編小説などがある。⁽²⁶⁾

蘇栄は、1943年蒙民厚生会の留学生として日本盛岡市岩手師範学校に留学し、1945年帰国。1961年内蒙古人民出版社副総編集となった。その傍らで、毛沢東、周恩来などの国家指導者の通訳もした。多くの国内外の書籍を蒙古文に訳した。例えば、楊沫の『青春の歌』、フランス人作家のバルザックの小説『長寿薬』などがある。⁽²⁷⁾

一方、それと反対に、日本政府の働きで、有名な内蒙独立活動家であるバボージャブの息子、ノウナイジャブ、ガンジョールジャブ、ジョンジュールジャブは1925年、1926年に「中华民国留学生」の一員として日本陸軍士官学校に入校した。ガンジョールジャブ達は帰国後、日本の蒙古独立計画の下で、「内蒙独立軍」を作り、蒙古の独立運動の先駆となった。⁽²⁸⁾ 何什格図は満州国哈爾濱師範学校、瑞水は「蒙疆地区」の内蒙軍政府に就職した。⁽²⁹⁾

おわりに

歴史上、中央政府が辺境を安定させるため、内蒙は常に「懷柔政策」「封禁政策」の対象であった。その政策の結果、内蒙の教育は「風氣未開」と見做され、民国まで、高等教育機関は存在しなかった。内蒙の人々が教育を受けようとすれば、内地や外国へ留学する道しか

なかつた。

日本統治下においては、このような状況の内蒙社会を思うままに改造する絶好なチャンスとなつた。完全な日本の植民地になつた「満州国」の一部の「東内蒙」では、遅れている蒙古社会を復興するために実業人材を養成することが目的の一つであったが、その根本的目的は、「満州国」の「日蒙親善」のスローガンの名の下、蒙古青年に日本に対する好感を持たせ、「親日派」を養成し、日本の植民地政策を支持する人材を育成することであった。そこで、その植民地政策を順調に実行し、内蒙留学生を自分の思うとおりに改造するため、その反日、抗日を恐れながらも、留学生会館を建設するなどいろいろな手段を通して制御した。

一方、「偽蒙疆政権」支配下の「西内蒙」は、蒙古王公が自分の政権を支持する人材を養成し、また日本人の支持を得るため内蒙留学生を日本へ派遣した。

そのため、抗日戦争の最中、国民党統治区においては留学生をほとんど派遣しない状況の下、「満州国」における東内蒙と日本軍コントロール下の「偽蒙疆政権」における西内蒙は歴史上空前の留学生派遣となり、内蒙留学史上の「黄金期」と位置付けられる状況となった。ただ、この「黄金期」の性格は植民地政策の一環であり、その色はさめたものであったことは言うまでもない。

結局、内蒙の留学生の多くが「中国人」とも言えず、「満州国人」としての根本的な覚悟もなく、立場が揺れるままに、卒業帰国後は抗日闘争に参加する人もいれば、日本の植民地政策へ協力する者もいた。

- (1) 「偽蒙疆政権」とは、察哈爾盟、錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、巴彥塔拉盟、伊克昭盟をさす。1937年蒙古王公の独立建国計画は日本側に否決され、その折衷方案として、「蒙古聯盟自治政府」が成立し、その後、1937年11月に「蒙疆聯合委員会」、1939年9月に「蒙疆自治聯合政府」、1941年に「蒙古自治聯邦政府」と改称。
- (2) 滿州事情案内所『興安蒙古』康徳10年、98頁。
- (3) 外務省編『日本外交文書・満州事変』第2巻第2冊、257頁。
- (4) 1924年3月、日本は「対支文化事業特別会計法」を出し、義和団事件の賠償金を主な運用資金として、中国人留学生の受け入れおよび教育事業を行うものである。
- (5) 1924年の「日本対支文化事業」は、最初の時、日本側単独の事業として実施する考えであったが、中国側の反発を受けて、日中両国による共同運営の形を取ることになった。1924年3月に中国政府教育部は「日本対華文化事業補助留学生学費分配弁法」を公布した。これによって、補助留学生と呼ばれた。大別して三種類である。教育部令に基づく日中共同選考による「一般補給留学生」、日本側単独選考に基づく「選抜補給留学生」、大学院レベルを対象とする「特選留学生」であった。1931年満州事変以後、中国政府が学費支給を拒否したため、補給留学生は日本側の単独選抜によるものだけになり、その制度は戦時下も続いた。

日本統治下における内蒙ゴ留学生の日本への派遣政策の展開

- (6) 日華学会学報部編『中華民国・満州國留日学生名簿』第12版、昭和13年6月。
- (7) 「満州國」教育資料集成Ⅲ期『満州・満州國教育資料集成13留日学生』エムティイ出版、1942年、149頁。
- (8) 国務院総務庁情報処『建国五年小史』康徳4年、91頁。
- (9) 『満州國学生日本留学十周年沿革史』康徳7年、7頁。
- (10) 衛道治主編『中外教育交流史』湖南教育出版社、1998年、154頁。
- (11) 満州事情案内所『蒙古事情』康徳7年、175頁。
- (12) 当時の「興安省」は蒙古民族の特殊性により、興安総署に属し、その後、蒙政部に属した。興安省は、東、西、南、北の四省を含む。即ち、哲里木盟、昭烏達盟、錫林郭勒盟の一部、呼倫貝爾盟である。
- (13) 太平洋問題調査会編『太平洋問題研究資料13：満州國の蒙古人』昭和9年12月28日発行、2頁。
- (14) 同上、46頁。
- (15) 田口義男「蒙民厚生会と留学生」『満州國学生日本留学十周年沿革史』康徳7年、96頁。
- (16) 1932年3月「満州國」建国当初、「蒙古自治行政区域の劃定」が決議され、国務院に直属する「興安局」が設置された。同年8月「興安総署」と改称され、1933年末地方行政機構改革と同時に政府各部と同様組織となり、「蒙政部」と改め、所管区域を拡大する目的で昇格した。康徳4年(1938年)蒙政部が廃止され、国務総理大臣に直属する「興安局」が設置され、この名称は「満州國」の崩壊まで使った。
- (17) 外務省外交史料館『満州國蒙政部派遣留学生関係雑件』昭和9年6月12日。
- (18) 同上。
- (19) 中国政治協商會議内蒙自治区委員会文史資料研究委員会編「德穆楚克棟魯普自述」『内蒙ゴ文史資料(第13輯)』1984年2月、41頁。
- (20) 同上、130頁。
- (21) 「蒙疆情報」『蒙古』昭和15年12月号、164頁。
- (22) 武強主編『東北淪陷十四年教育史料(第三輯)』吉林教育出版社、1998年、345頁。
- (23) 『善隣協会関係雑件』(第一卷)
- (24) 同上。
- (25) 周綿主編『中国留学生大辞典』南京大学出版社、1999年、387頁。
- (26) 同上、255頁。
- (27) 同上、145頁。
- (28) 黄時鑒「日本帝国主義の『満蒙政策』和内蒙ゴ反動封建上層の『自治』『独立』運動」『内蒙ゴ大學學報』1963年第1期。
- (29) 『善隣協会関係雑件』(第三卷)